

# 用地取得事務の概要

## 1 用地取得事務の受託

全国新幹線鉄道整備法の規定に基づいて、リニア中央新幹線の建設に必要な用地の取得事務の一部を J R 東海から受託する。

なお、長野県内においては、郡部（大鹿村、豊丘村、喬木村、阿智村、南木曾町）を県が受託し、市部を飯田市が受託する。

## 2 受託内容

### （1）取得等（購入、区分地上権の設定、補償等）の対象となる用地

- ①線路用地
- ②変電所用地
- ③非常口（斜坑）用地

### （2）県が行う事務の範囲

- ①不動産鑑定
- ②物件調査・補償金算定（J R 東海の補助）
- ③用地交渉・代替地あっせん・契約

## 3 用地取得等が必要な権利者数（郡部）

約 2 0 0 名

## 4 用地取得事務に係る費用負担

用地取得事務に要する費用<sup>(※)</sup>は、J R 東海が負担する。

※人件費、事務費（旅費・諸経費等）、不動産鑑定等の調査費用

## 5 受託期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）